

## 自動車等アセスメント情報提供事業における自動車安全性能0000評価方法

自対機アセス第62号  
令和3年3月31日

一部改正 令和6年●月●●日 自対機アセス第●号  
令和5年4月25日 自対機アセス第7号  
令和4年4月1日 自対機アセス第2号

第1条 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則（令和2年 自対機アセス第4号）第28条の規程に基づき、自動車等アセスメント試験の自動車安全性能0000（「0000」は評価年度の西暦を表す数字とする。）に対する評価について、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

第2条 自動車安全性能0000の評価は、次に定める方法によるものとする。

（1）評価方法

評価結果は、レイティング表1の総合得点に対応した値とする。

総合得点は、次項に示す方法により算出する。

なお、レイティング表1の総合得点にかかわらず、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価において最高評価を取得していない場合並びに事故自動緊急通報装置を備えてない場合には、自動車安全性能0000の最高ランクを取得できないものとする。

（2）総合得点算出

総合得点は、衝突安全性能評価試験及び予防安全性能評価試験全ての評価点の総和とする。

なお、総合得点は、小数点以下第2位までとし、下位を四捨五入する。

また、総合得点を算出する場合には、衝突安全性能試験及び予防安全性能評価試験の点数について端数処理を行う前の値を使用する。

（3）その他

①総得点算出

総合得点とは別に、自動車安全性能0000の総得点として、衝突安全性能評価試験、予防安全性能評価試験、及び事故自動緊急通報装置の評価点の総和を算出する。

なお、自動車安全性能0000の総得点は、小数点以下第2位までとし、下位を四捨五入する。

また、自動車安全性能0000の総得点を算出する場合には、衝突安全性能試験及び予防安全性能評価試験の点数について端数処理を行う前の値を使用する。

②得点率算出

自動車安全性能0000の総得点並びに衝突安全性能評価、予防安全性能評価及び事故自動緊急通報装置の評価点のそれぞれについて、得点率を算出する。

なお、各得点率は、百分率による整数とし、小数点以下を切り捨てる。

【レイティング表1】（自動車安全性能0000）

評価結果	総合得点
☆☆☆☆☆	156.63点以上
☆☆☆☆	124.01点以上～156.63点未満
☆☆☆	93.55点以上～124.01点未満
☆☆	63.49点以上～93.55点未満
☆	63.49点未満

交差点AEBSの設定する衝突ポイントを①～②とする場合

【レイティング表1】（自動車安全性能0000）

評価結果	総合得点
☆☆☆☆☆	162.87点以上
☆☆☆☆	128.69点以上～162.87点未満
☆☆☆	96.67点以上～128.69点未満
☆☆	65.05点以上～96.67点未満
☆	65.05点未満

交差点AEBSの設定する衝突ポイントを①～③とする場合

【レイティング表1】（自動車安全性能0000）

評価結果	総合得点
☆☆☆☆☆	163.19点以上
☆☆☆☆	128.93点以上～163.19点未満
☆☆☆	96.83点以上～128.93点未満
☆☆	65.13点以上～96.83点未満
☆	65.13点未満

附 則（令和3年3月31日 自対機アセス第62号）

1. この規程は、令和3年3月31日から施行する。
2. 自動車等アセスメント情報提供事業における自動車安全性能0000評価方法（令和2年5月26日 自対機アセス第5号の3）は廃止する。

附 則（令和4年4月1日 自対機アセス第2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月25日 自対機アセス第7号）

この規程は、令和5年4月25日から施行する。

附 則（令和6年●月●●日 自対機アセス第●号）

この規程は、令和6年●月●●日から施行する。